

教職員の懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

島根県立出雲高等学校 期限付実習助手 ^{とだ}富田 ^{つよし}強（38歳、男性）（以下「A」という。）

2 処分内容 懲戒免職

3 処分期日 令和6年11月29日（金）

4 事実概要及び処分理由

Aは令和6年7月31日（水）午後3時から4時ごろ及び8月7日（水）午後3時から4時ごろの2回にわたって、同僚教員が机の引き出しに保管していた個人の現金が入った封筒から、合計1万1千円を盗んだ。

県立学校の教育職員として、生徒の教育に携わる者が、このような窃盗事案を起こしたことは、公教育に寄せる県民の期待を裏切り、学校及び教職員全体に対する信用を著しく失墜させるものであって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) Aの勤務校の校長については、部下職員の指導監督が適正を欠いていたことの管理責任を問い、口頭訓告の措置を行った。
- (2) 再発防止に向けた対応として、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに文書通知を行うとともに、今後の管理職会・研修会等の機会を通じて継続的、計画的な研修等の実施について重点的に周知等を行う。